

令和6年度第2回福島県介護生産性向上セミナー

令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援 事業について

令和6年8月27日（火）、28日（水） 福島県高齢福祉課

令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業について

事業目的

働きやすい職場環境・離職防止の対策として、介護支援ロボットやICTの導入を補助することで、介護職員の労働負担軽減と作業効率化を図るもの。

対象経費

(1) 介護ロボット導入支援

①介護ロボット、②その他機器

例) 装着型ロボット、離床センサー、見守りセンサー、排泄予測機器等

(2) ICT導入支援

①介護ソフト、②情報端末、③通信環境機器、④保守経費、⑤その他

例) 業務が一通貫となる介護ソフト、タブレット等

(3) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援

①介護テクノロジーのパッケージ型による導入

②見守り機器導入に伴う通信環境整備

例) 見守りセンサーとタブレットの組み合わせによる導入、見守り機器活用のためのWi-Fi工事等

(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

①第三者による業務改善支援

②介護現場における生産性向上の取組等に関する研修・相談への対応等に係る経費

例) コンサル経費、生産性向上に関する研修受講経費等

補助率

昨年度：2分の1以内（要件を満たせば4分の3）



今年度：**4分の3**以内

基準額・補助上限額

対象経費		基準額	補助上限額
(1) 介護ロボット導入支援	移乗支援	100万円/台	(1)～(3)の 合計で1法人につき 上限600万円
	入浴支援		
	その他で定める機器		
	上記以外	30万円/台	
(2) ICT導入支援	職員数 1人～10人 100万円/事業所 11人～20人 160万円/事業所 21人～30人 200万円/事業所 31人～ 260万円/事業所		
(3) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援	1,000万円/事業所		
(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援	45万円/事業所	1事業所につき 45万円	

令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業について

1 対象経費

(1) 介護ロボット導入支援

① 介護ロボット

- ・ 移乗介助 ・ 移動支援 ・ 排泄支援
- ・ 見守り ・ コミュニケーション
- ・ 入浴支援 ・ 介護業務支援



② その他機器等

- ・ 移乗や移動を支援する機器（**床走行式リフト**等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（**一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車**等）
- ・ 見守りや介護業務を支援する機器・システム（**バイタル情報等を元に職員へ通知を行うシステム**等）
- ・ 入浴を支援する機器（**特殊浴槽**等）

(2) ICT導入支援

- ・介護ソフト ・情報端末（タブレット端末等）
- ・通信環境機器（Wi-Fiルーター等）
- ・保守経費（保守・サポート費等）
- ・その他（バックオフィス業務の効率化を図るソフトウェア等）

※その他に関しては、一気通貫の環境が実現できている場合に限り対象。

→ 毎月支払いを行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守サポート費用も対象ですが、令和7年1月末までに係る経費が対象です。また、本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外となります。

(3) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援

① 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

(1) や (2) の対象機器に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせて導入する場合

※介護ロボット同士、ICT同士の組み合わせでも可

※「複数のテクノロジー」とは、複数の機器を指すものではありません。
対象となる組み合わせかどうかは、個別に判断します。

② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

- ・ Wi-Fi環境整備（配線工事など）
- ・ インカムの導入
- ・ 介護ロボットから得られる情報をシステムに連動させるための整備

(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

① 第三者による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、事前評価（課題抽出）、業務改善に係る助言・指導等、事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を行う際に要する経費

② 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談への対応等に係る経費

令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業について

2 補助率

昨年度：2分の1以内（要件を満たせば4分の3）



今年度：4分の3以内

3 基準額・補助上限額

事業名		基準額	補助上限額
(1) 介護ロボット導入支援	移乗支援	100万円/台	(1)～(3)の合計で1法人につき上限600万円
	入浴支援		
	その他で定める機器		
	上記以外	30万円/台	
(2) ICT導入支援	職員数 1人～10人 100万円/事業所 11人～20人 160万円/事業所 21人～30人 200万円/事業所 31人～ 260万円/事業所		
(3) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援	1,000万円/事業所		
(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援	45万円/事業所		1事業所につき45万円

4 補助要件

以下の（１）～（６）をすべて満たすことが要件となります。

- （１）収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- （２）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。
- （３）「第三者による業務改善支援」や「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」を受けること。
→本セミナーの受講により要件を満たすものとします。セミナー受講後アンケートの回答をもって受講したことを確認しますので、補助金の申請を行う介護事業所においては、必ずアンケートを提出するようお願いいたします。
- （４）厚生労働省が発行するガイドライン等を参考に導入計画を作成すること。
- （５）科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること。
- （６）厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

5 選定方法

補助対象者は以下（ア）から（ウ）の順に優先して選定します。

- （ア） 県が別に実施する「ICT導入モデル施設発信事業」にて伴走支援を受ける介護事業所
- （イ） （ア）に該当しない介護事業所のうち、過去2年間に福島県補助金※の交付を受けたことがない介護事業所
- （ウ） （ア）、（イ）に該当しない介護事業所のうち、業務改善計画書（別紙様式5）の内容により、特に優先度が高いと県が判断した介護事業所

※ 福島県補助金とは「令和4年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護ロボット導入支援事業、ICT導入支援事業、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援事業）」及び「令和5年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業」、「令和5年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援事業）」をいう。

令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業について

6 今後のスケジュール

事業の流れ	時期
(1) 事業計画書等の提出 【事業者→県】	令和6年8月19日(月)～ 9月20日(金) 17:00必着
(2) 内示通知 【県→事業者】	令和6年10月下旬頃
(3) 交付申請書等の提出 【事業者→県】	内示時に提出期限をお知らせします。
(4) 交付決定 【県→事業者】	交付申請後随時
(5) 事業の実施 【事業者】	随時
(6) 完了届・実績報告書等の提出 【事業者→県】	事業完了後30日以内かつ令和7年1月31日まで
(7) 補助金の支払い 【県→事業者】	随時(確定通知後～令和7年3月31日まで)

7 注意点

- (1) 「県の交付決定日から令和7年1月31日まで」に実施する事業が今回募集する事業の対象です。令和7年1月31日までに介護事業者（所）からメーカーや代理店等への代金の支払いを済ませる必要がありますのでご注意ください。
- (2) 全体の応募額によっては、補助上限額が記載を下回る場合や交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) 本事業は、令和6年度9月補正予算成立後において、事業を円滑に開始できるよう成立前に公募するものです。このため、当該事業は予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業について

8 よくある質問

No.	質問	回答
1	申請者は施設長か。	申請者は法人代表者となります。
2	1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。	可能です。なお、申請書や計画書等は施設ごとに個別に作成する必要がありますが、書類の提出は事業所ごとに個別に送らず、法人でまとめてお送りください。
3	昨年度申請を行ったが今年度も申請可能か。	<p>介護ロボット導入支援及び介護テクノロジーパッケージ型導入支援、導入支援と一体的に行う業務改善支援は、<u>昨年度と別の業務改善計画を提出いただければ申請可能です。</u></p> <p>ICT導入支援は、今年度の補助を行う場合には<u>基準額から過去うけた補助額を除いた金額が補助上限額</u>となります。 例) 過去にICT導入支援で補助金60万円を受給している職員数31名以上の事業所の場合 (基準額) (既受給額) (補助上限額) 260万円 - 60万円 = 200万円</p>
4	着手年月日や完了年月日とはどの時点を指すのか。	<u>着手年月日はメーカーに注文した日(契約日)、完了年月日は代金の支払日(領収書の日付)</u> になります。

令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業について

No.	質問	回答
5	事業の着手は交付決定以降になるのか。	内示通知後、別紙様式14（交付決定前着手届）を提出いただくことで、交付決定を待たずに着手することができます。その場合でも着手（注文、契約）は内示後に行っていただく必要がありますのでご注意ください。
6	新規開設する予定の事業所でも補助金を申請することは可能か。	事業計画提出時点で既に開設されている事業所のみが対象となります。
7	1つの事業所から介護ロボット導入支援、ICT導入支援、介護テクノロジーパッケージ型導入支援、の3つは同時に申請できるのか。	それぞれ制限はありますが可能です。手引きをご確認のうえ、それぞれの必要書類を提出してください
8	介護テクノロジーパッケージ型導入支援の基準額1,000万円／事業所と、補助上限額600万円／法人はどちらが優先されるのか。	補助上限額600万円／法人が優先されます。予算の範囲内でできる限り多くの事業所に補助金を交付するために1法人あたりの上限額を設定しておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

このほか、補助事業の手引きにもQ & Aを掲載しておりますので、ご確認ください。

9 最後に

- ・補助金の申請にあたりお困りのことがあれば、県高齢福祉課（024-521-7533）までお気軽にお問い合わせください。
- ・介護ロボットやICTの導入に関するご相談は、ふくしま介護生産性向上支援センターにご相談ください。

住 所 郡山市富田町字満水田27番8

受付時間 9：00～17：00（土日祝・年末年始は除く）

T E L 024-954-4035

メー ル soudan.center@fmdipa.or.jp

ご静聴ありがとうございました。